

公益財団法人名古屋産業科学研究所における
競争的資金等に係る不正防止計画

この不正防止計画は、競争的資金等の適正な使用を徹底するため、「公益財団法人名古屋産業科学研究所における競争的資金等に関する不正防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき策定し、以下の事項について実施する。

第1条 責任体系の明確化

競争的資金等の管理・運営に係る責任体系について、ガイドラインに制定された最高管理責任者及び統括管理責任者並びにコンプライアンス推進責任者の職名及び責任と権限について、研究所内外に周知する。

第2条 関係ルールの周知及び公表

- 1) 競争的資金等の管理・運営に関わるすべての構成員に対して、ガイドライン等及び競争的資金等の使用ルールの周知を徹底し、啓発を行うために説明会等を実施するとともに、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を義務付ける。
- 2) 本研究所の不正行為等の防止に関する取り組みを広めるため、この不正防止計画を含め関係諸規定を研究所内外に公表する。

第3条 競争的資金等の適正な管理について

- 1) 競争的資金等の計画的執行を検証できる体制
研究員に収支簿を定期的に送付するなど、競争的資金の計画的執行のために支出状況を把握できる体制を整備する。
- 2) 物品の検収
物品費の支出を適正に行うため、事務において物品の納入を検収する。
- 3) 出張の確認
出張の事実を確認するため、領収書等の証拠書類の提出を義務付ける。
- 4) 謝金、給与等に係る業務実態等の確認
業務等の実態を正確に把握する体制を整備し、効率的かつ効果的に確認する方法を確立する。

第4条 不正行為に対する調査及び懲戒について

- 1) 通報窓口の設置
本研究所における不正行為に関する取扱基準に基づいて、不正行為に係る通報窓口を設置し、研究所内外に周知する。なお、通報者の保護には十分配慮する。
- 2) 調査等について
本研究所における不正行為に関する取扱基準に基づいて、不正行為が疑われる場合の調査、是正措置等に関する実施については、調査委員会が迅速に行う。
- 3) 処分等について
不正行為が行われた場合の研究員、職員及業者に対する処分等に関しては、関係規程に基づき厳格に対応する。

第5条 競争的資金等の執行に関する内部監査及びモニタリングについて

競争的資金等の適正な管理のため、別に定める内部監査要綱に基づき、研究所の実情に即したモニタリング及びリスクアプローチ監査を含めた実効性のある内部監査を実施し、最高管理責任者に報告する。

附則 この不正防止計画は、平成27年4月1日から施行する。